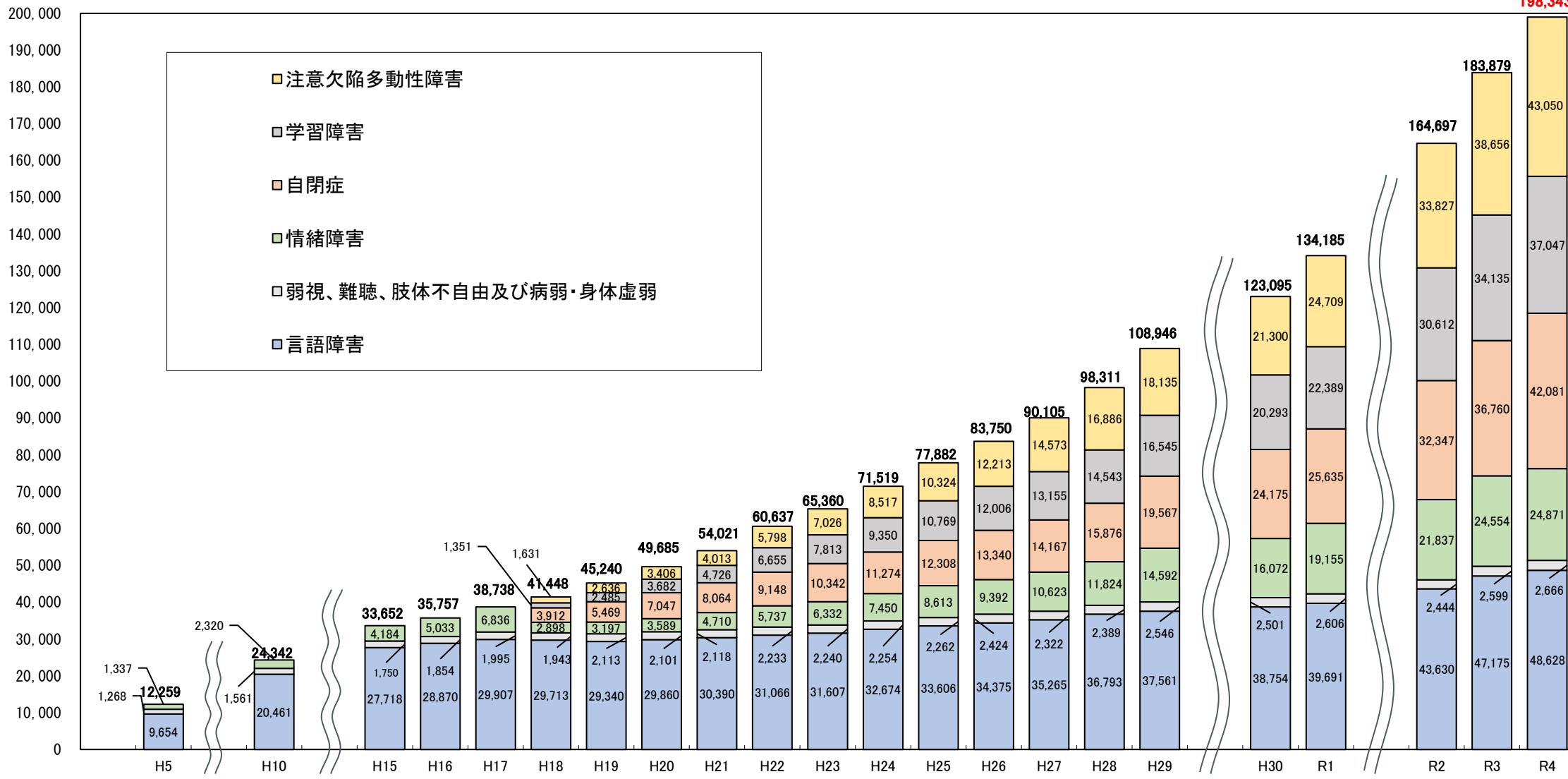


令和4年度通級による指導 実施状況調査結果

目次

1 .概要	p. 3 ~12
2 .調査結果.....	p.13~p.25

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（障害種別）



(出典)通級による指導実施状況調査(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課調べ)

※令和2年度～令和4年度の数值は、3月31日を基準とし、通年で通級による指導を実施した児童生徒数について調査。その他の年度の児童生徒数は年度5月1日現在。

※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から通級による指導の対象として学校教育法施行規則に規定し、併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示（平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級による指導の対象として対応）。

※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

※小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

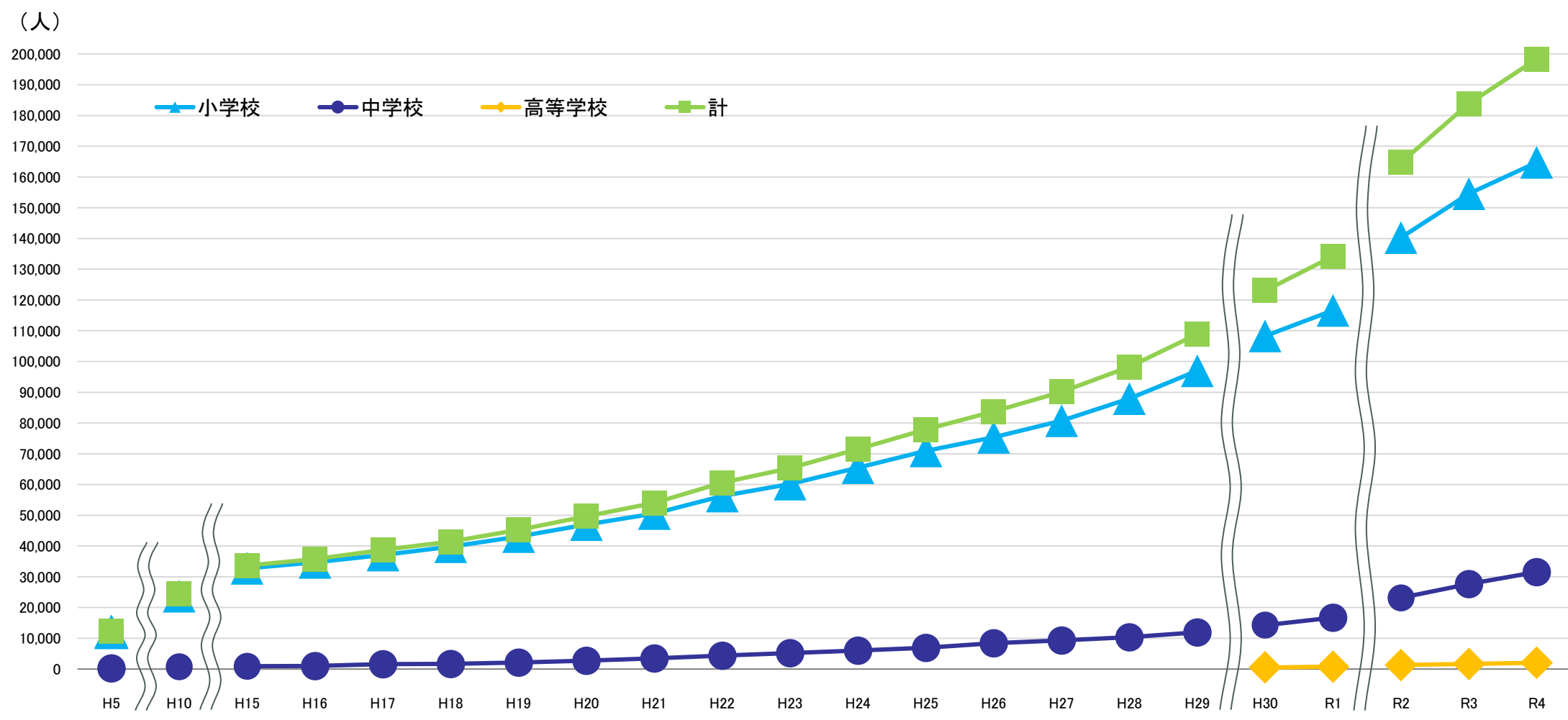
※令和4年度については、令和6年能登半島沖地震の影響を考慮して、石川県は国立学校のみ調査を実施し、公立・私立学校に関する調査は実施していない。

通級による指導を受けている児童生徒数の推移【学校種別・国公立立計】



文部科学省

○通級による指導を受けている児童生徒数は全国で198,343人(前年度比+14,464人)
 (小学校・中学校・高等学校に在籍する児童生徒数に占める割合は1.6%)

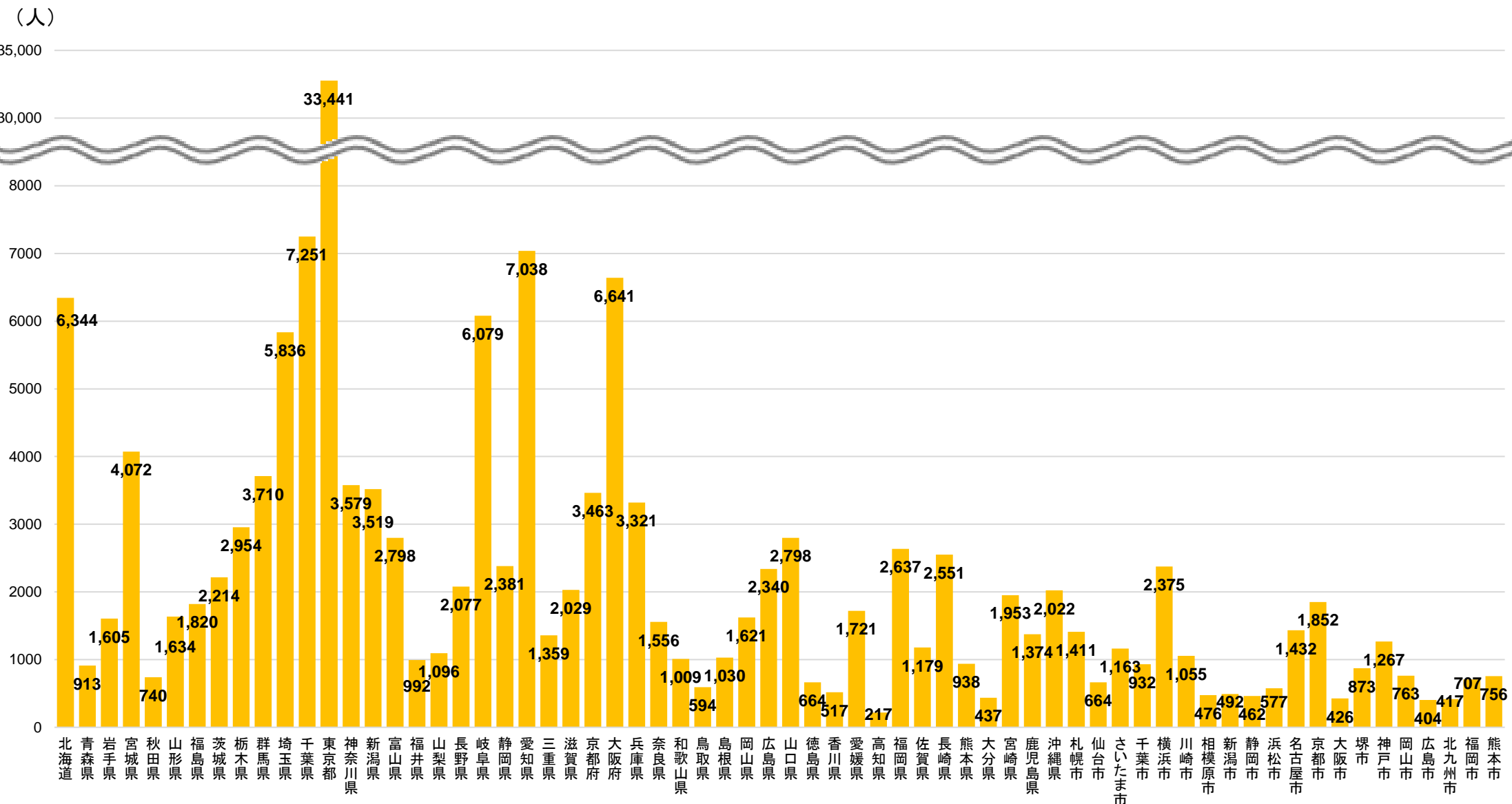


	H5	H10	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	11,963	23,629	32,722	34,717	37,134	39,764	43,078	46,956	50,569	56,254	60,164	65,456	70,924	75,364	80,768	87,928	96,996	108,306	116,633	140,255	154,559	164,735
中学校	296	713	930	1,040	1,604	1,684	2,162	2,729	3,452	4,383	5,196	6,063	6,958	8,386	9,337	10,383	11,950	14,281	16,765	23,142	27,649	31,553
高等学校	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	508	787	1,300	1,671	2,055
計	12,259	24,342	33,652	35,757	38,738	41,448	45,240	49,685	54,021	60,637	65,360	71,519	77,882	83,750	90,105	98,311	108,946	123,095	134,185	164,697	183,879	198,343

※令和6年能登半島沖地震の影響を考慮し、石川県の公立、私立学校に対する調査は実施していない。

通級による指導を受けている児童生徒数【小学校：都道府県別（公立）】

○公立の小学校において、通級による指導を受けている児童生徒数は全国で164,568人（前年度比+10,161人）
（公立の小学校に在籍する児童生徒数全体に占める割合は2.7%）

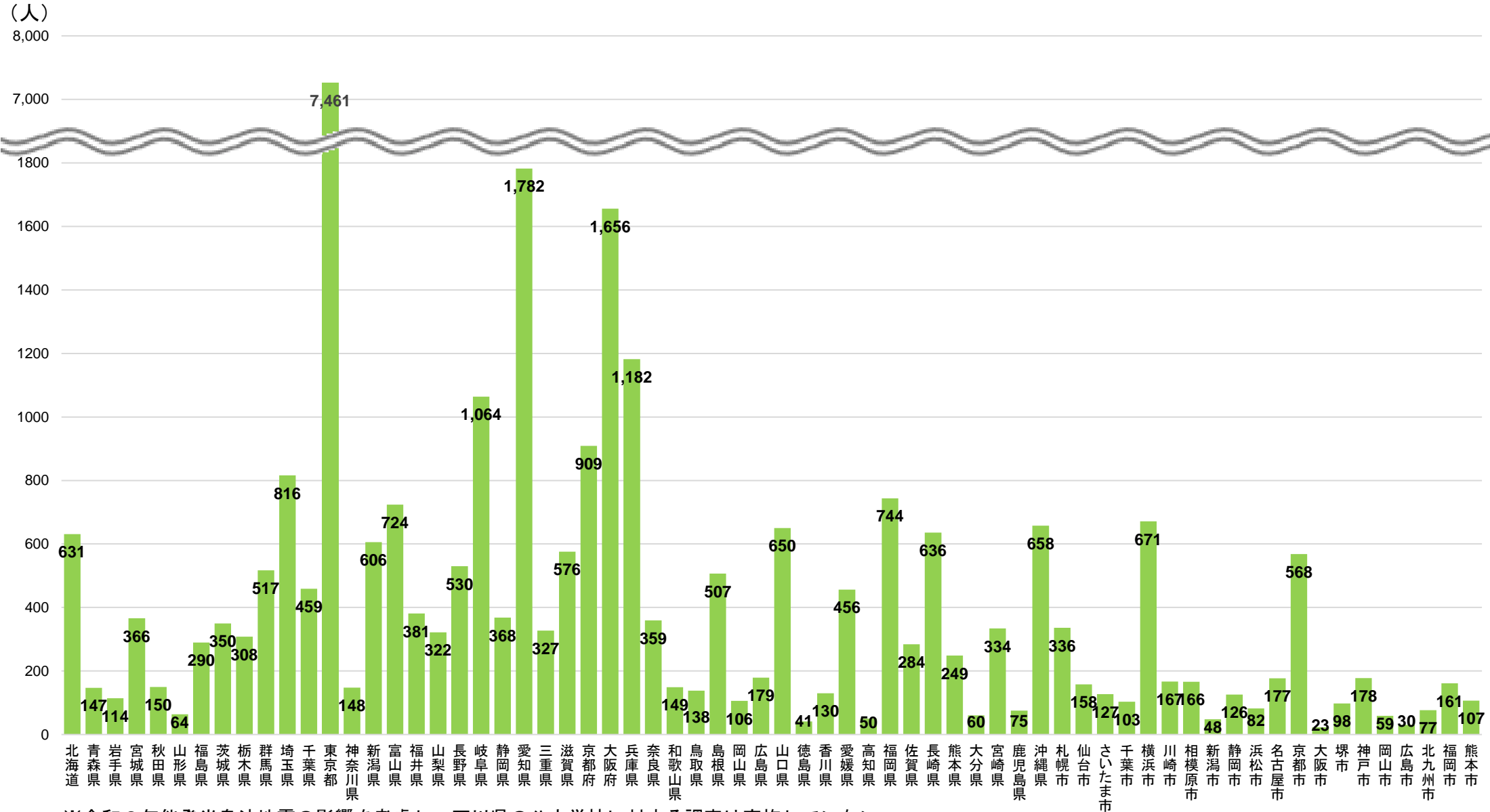


※令和6年能登半島沖地震の影響を考慮し、石川県の公立学校に対する調査は実施していない。

※都道府県の数値には政令指定都市の数値を含んでいない。

通級による指導を受けている児童生徒数【中学校：都道府県別（公立）】

○公立の中学校において、通級による指導を受けている児童生徒数は全国で31,515人（前年度比+3,906人）
（公立の中学校に在籍する児童生徒数全体に占める割合は1.1%）



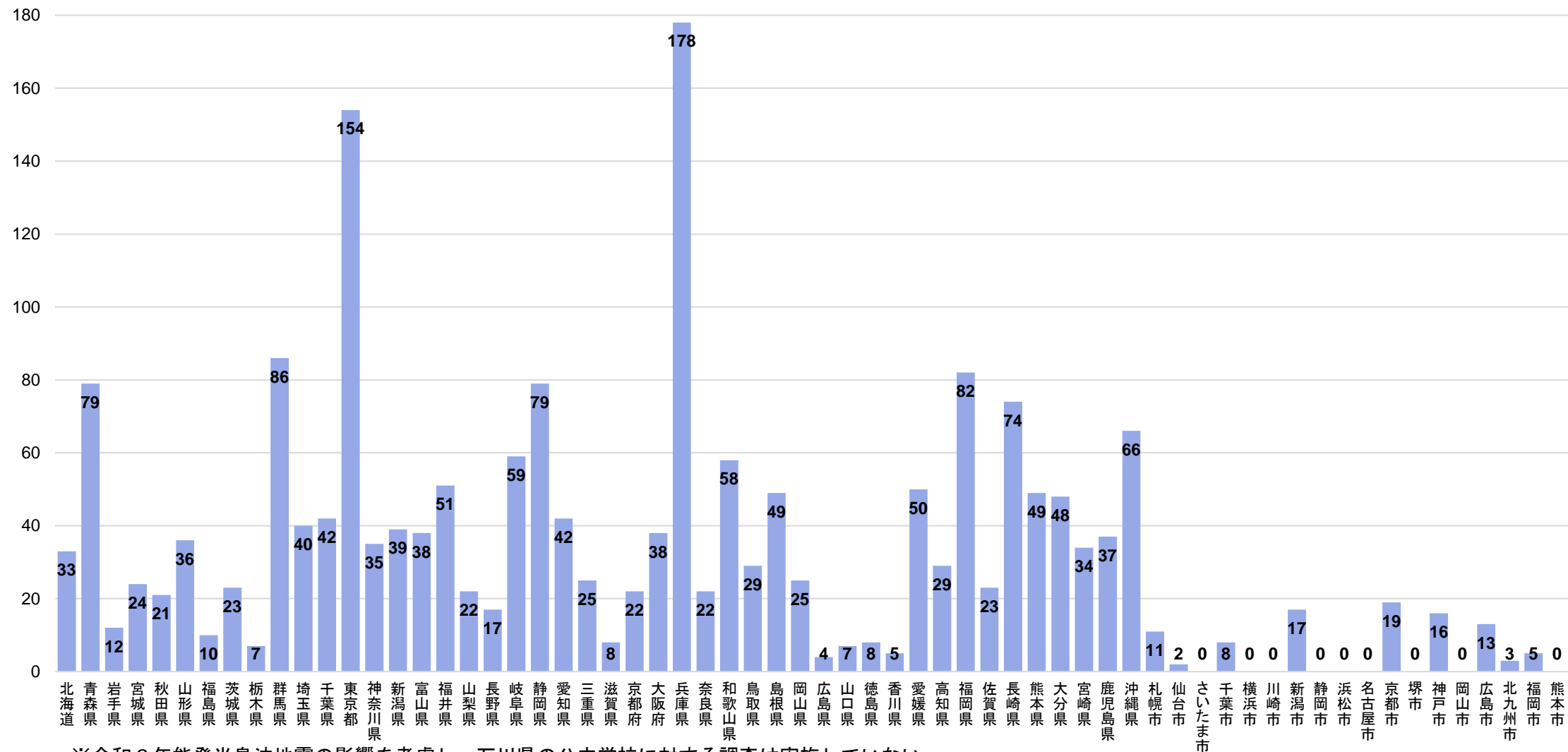
※令和6年能登半島沖地震の影響を考慮し、石川県の公立学校に対する調査は実施していない。

※都道府県の数値には政令指定都市の数値を含んでいない。

通級による指導を受けている児童生徒数【高等学校：都道府県別（公立）】

○公立の高等学校において、通級による指導を受けている児童生徒数は全国で2,013人（前年度比+390人）
（公立の高等学校に在籍する児童生徒数全体に占める割合は0.1%）

（人）



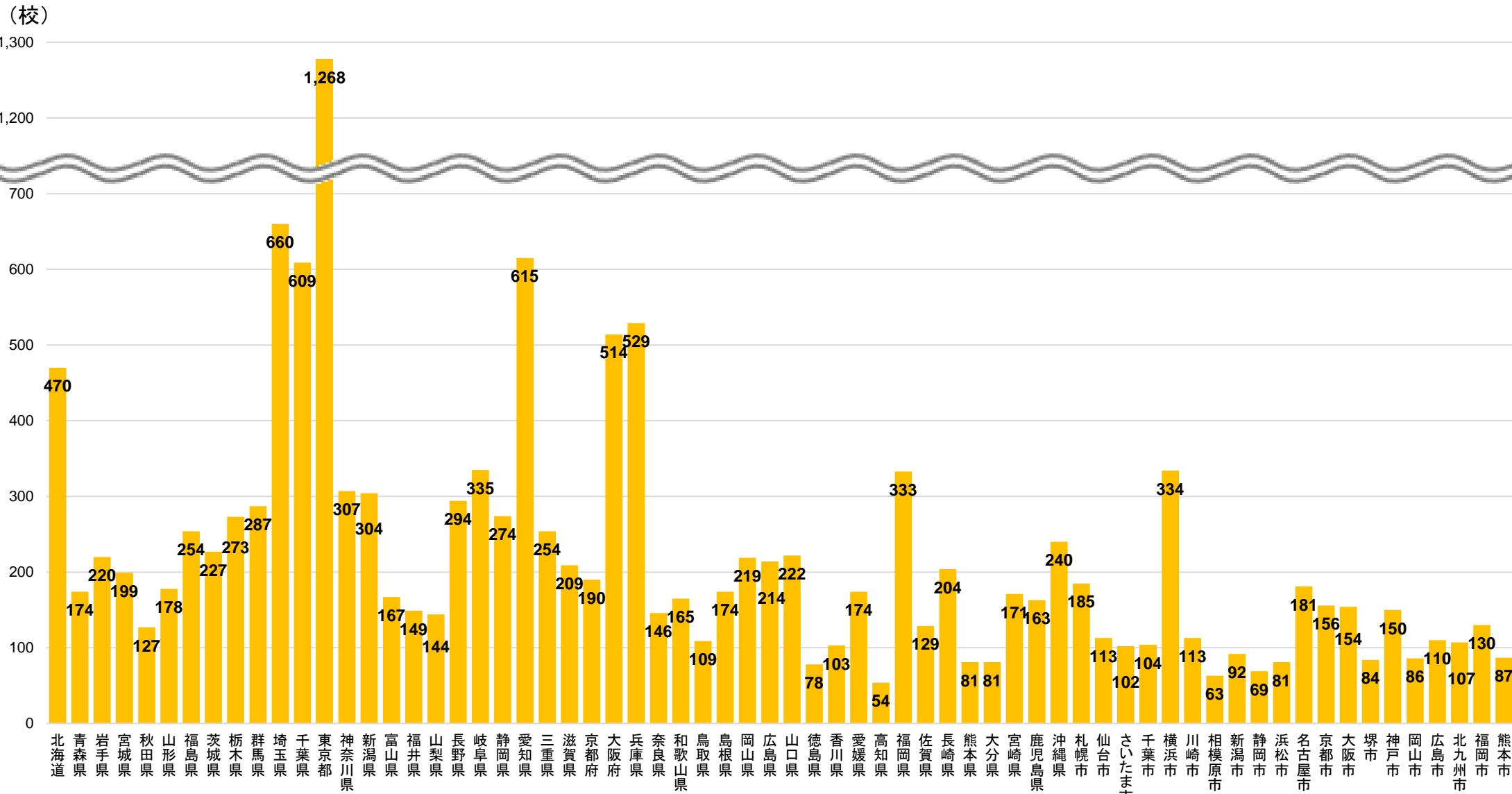
※令和6年能登半島沖地震の影響を考慮し、石川県の公立学校に対する調査は実施していない。

※市立高校が存在しない相模原市、大阪市は記載していない。

※都道府県の数値には政令指定都市の数値を含んでいない。

通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数【小学校：都道府県別（公立）】

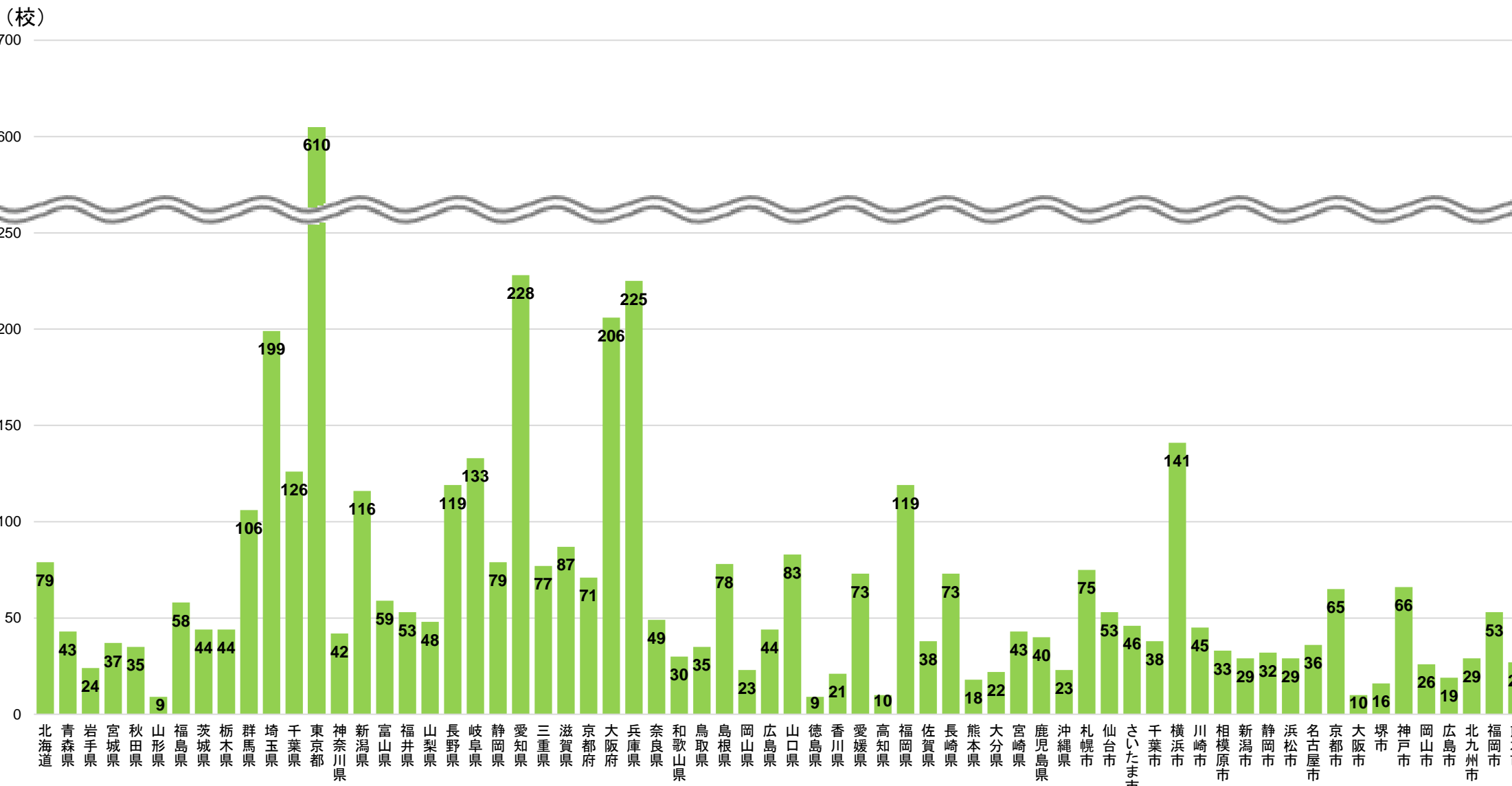
○公立の小学校において、通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数は全国で14,792校（公立の小学校数全体に占める割合は78.6%）



※令和6年能登半島沖地震の影響を考慮し、石川県の公立学校に対する調査は実施していない。
 ※都道府県の数値には政令指定都市の数値を含んでいない。

通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数【中学校：都道府県別（公立）】

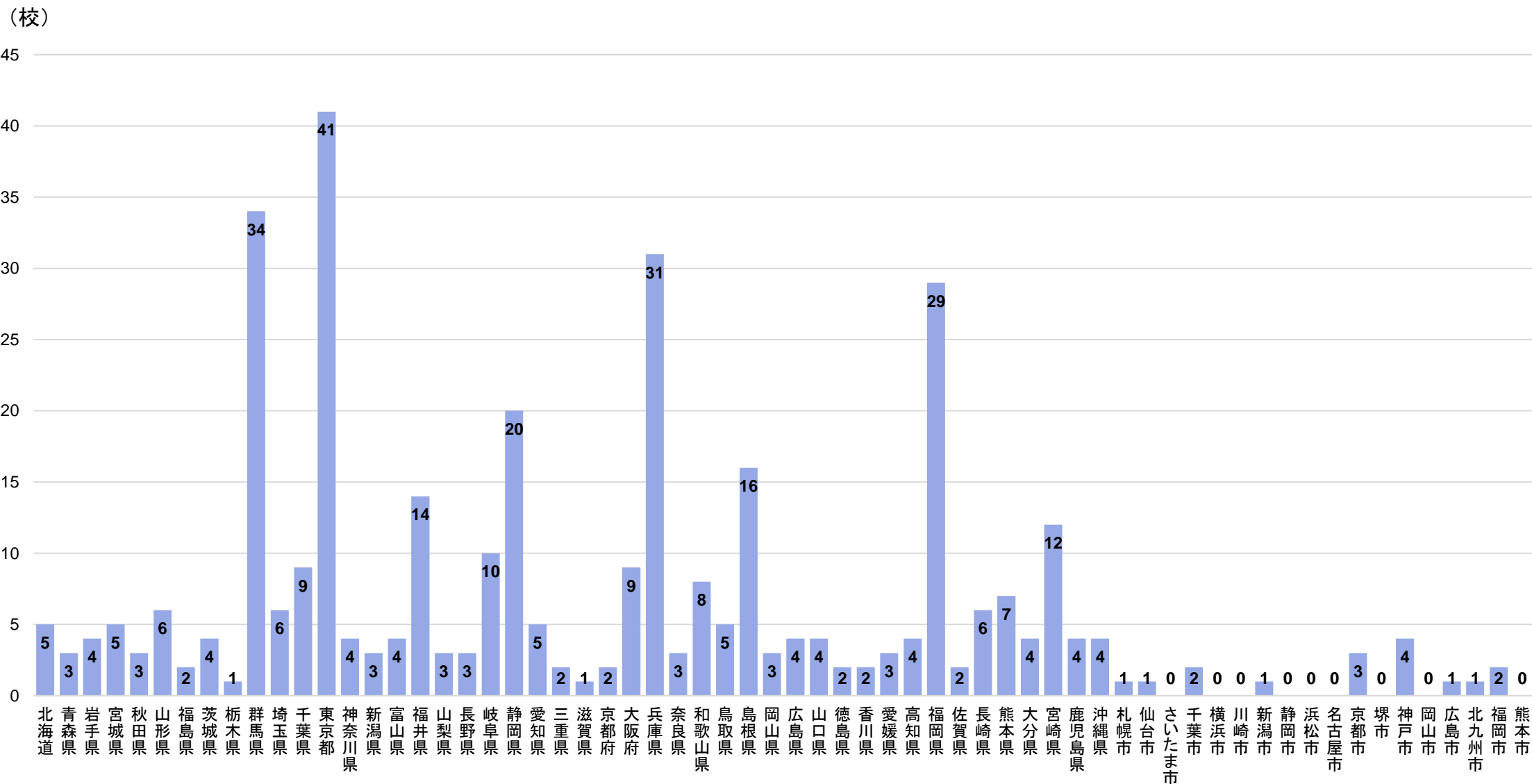
○公立の中学校において、通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数は全国で4,656校（公立の中学校数全体に占める割合は50.2%）



※令和6年能登半島沖地震の影響を考慮し、石川県の公立学校に対する調査は実施していない。
 ※都道府県の数値には政令指定都市の数値を含んでいない。

通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数【高等学校：都道府県別（公立）】

○公立の高等学校において、通級による指導を受けている児童生徒が在籍する学校数は全国で372校（公立の高等学校数全体に占める割合は10.7%）



※令和6年能登半島沖地震の影響を考慮し、石川県の公立学校に対する調査は実施していない。

※市立高校が存在しない相模原市、大阪市は記載していない。

※都道府県の数値には政令指定都市の数値を含んでいない。

高等学校における「通級による指導」の実施状況（令和4年度実績）

1 高等学校における「通級による指導」の制度化

高等学校段階においても、小・中学校等同様に、通常の学級に在籍し大半の授業を通常の学級で受けつつ、障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による指導」のニーズが高まっていることを踏まえ、平成30年度から制度化。

2 実施状況と課題

全国の高等学校等において、「通級による指導」が必要と判断した2,915人中、実際に「通級による指導」が行われたのは2,055人（R3年度：1,671人）であり、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒は860人であった。

「通級による指導」を行わなかった理由については、「本人や保護者が希望しなかったため」との回答が最も多かった。

	(1)「通級による指導」の利用を検討した生徒の数	(2)(1)のうち、中学校からの情報提供や引継ぎを受けたり、高等学校等から中学校への情報聴取を行った生徒の数	(3)「通級による指導」が必要と判断した生徒の数	(4)「通級による指導」を行った生徒の数	(5)(3)のうち、実際に「通級による指導」を行わなかった生徒の数【理由別】							
					計	ア. 本人や保護者が希望しなかったため	イ. 通級による指導の担当教員の加配がつかず、巡回通級や他校通級の調整もできなかったため	ウ. 生徒の障害に対応した専門性のある担当教員がみつからなかったため	エ. 通級による指導を実施するための教室等の施設設備を整備できなかったため	オ. 校内教員等の関係者の理解が得られなかったため	カ. 特別の教育課程の編成や時間割の調整が出来なかったため	キ. その他
国公私計	3,581	2,366	2,915	2,055	860	650	24	0	2	4	26	154

3 文部科学省における支援等

(1)高等学校における通級による指導担当教員充実のための定数措置

公立の高等学校及び中等教育学校後期課程において通級による指導のために必要な加配教員348人を措置。

(2)特別支援教育支援員の配置の充実のための財政措置

学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置に必要な経費を地方財政措置。

(3)本人や保護者が通級による指導の仕組みや意義等を理解できるようにするための取組

「発達障害のある児童生徒等に対する支援事業」において、学級担任等の通級による指導をはじめとする特別支援教育に関する理解を高められるよう、教員等の理解啓発を実施。

(4)「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」の作成・配布

初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイドを作成し文部科学省のHPで公開。

(参考) 通級による指導の概要

○ 通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。(平成5年度から小中学校で制度化、平成30年に高等学校に拡大)

- ・実施形態：自校通級、他校通級、巡回指導
- ・対象障害種：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由、病弱・身体虚弱

目標 (自立活動の指導)

◆ 個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

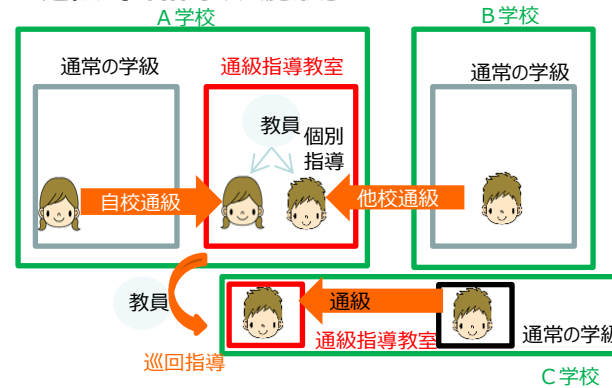
障害による困難さの改善・克服に係る指導内容の一例

発音の困難さ	読みの困難さ	筆記の困難さ
口や舌の体操等を通して自分の発音を意識して明瞭に話せるように指導	カード等を用いて、文字や単語、文を流暢に読めるように指導	ICT端末を活用したキーボード入力やフリック入力など、自分に合った学び方ができるように指導

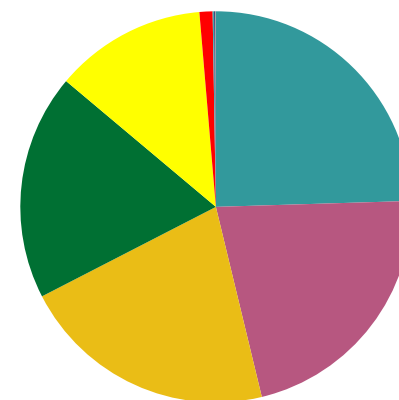
文部科学省の取組

- ◆ 教職員定数の改善
 - ・公立小・中学校における基礎定数化 (H29年度からの10年間で児童生徒13人に教員1人)
 - ・公立小・中学校における自校通級、巡回指導を促進するための加配定数措置
 - ・公立高等学校における加配定数措置 (R6年度：348人分の経費を地方財政措置)
- ◆ 研修や指導の充実
 - ・(独) 国立特別支援教育総合研究所における指導的立場の教員を対象とした研修等
 - ・発達障害に関する通級の研修体制や指導法に関する調査研究事業 (R2年度:高等学校における発達障害に関する通級による指導の研究事業)
 - ・「改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引き 解説とQ&A」を作成
 - ・「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」を作成

● 通級による指導の実施形態



● 通級を受けている児童生徒数



※通級による指導実施状況調査 (令和4年度通年) から

計 198,343 12